

「解説パンフレット」是非お読み下さい

＜本誓寺の護持費(旧維持費)について＞



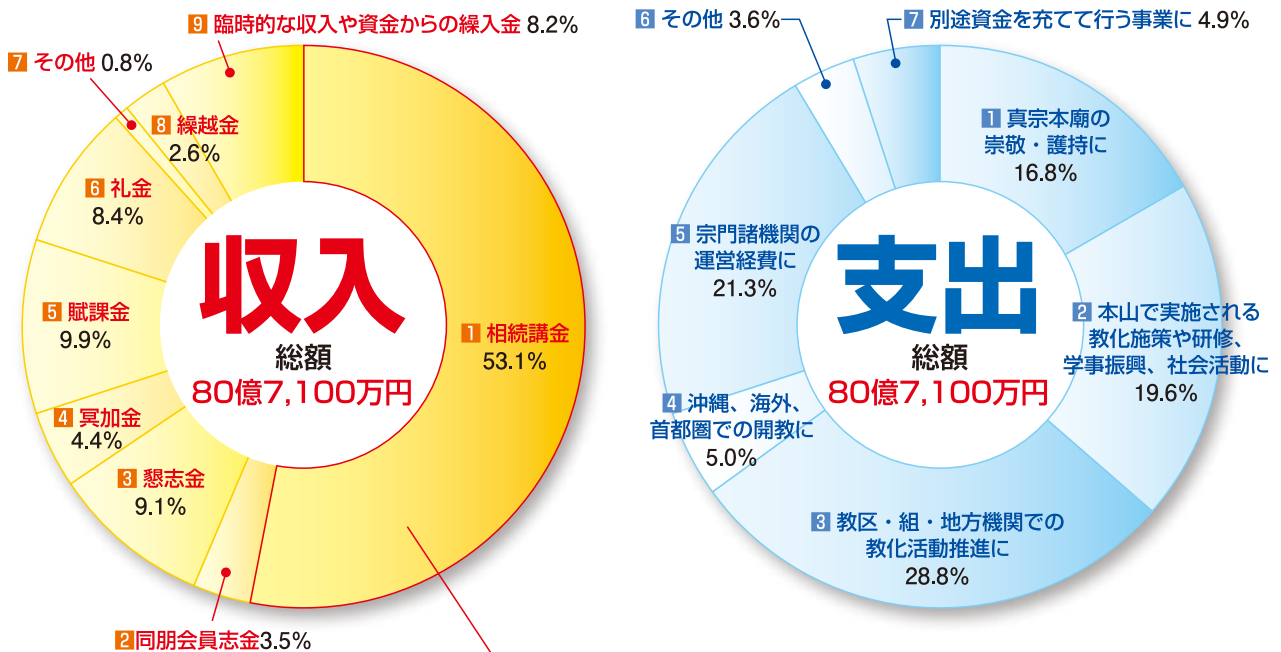
真宗大谷派本誓寺には本山(東本願寺)にお納めしなければならない多額の**本山御依頼金滞納・未納額(追徴金を含め約4200万円！)**が存在することを皆様御存知でしょうか。何故このような状況になり、だれがその責任を負うべきなのか、この「解説パンフレット」を作りました。できるだけ分かりやすい形にまとめたつもりですので、次世代に負の遺産を残さないように願い、是非ともお読み頂きたくお願い申し上げます。

なお、本誓寺を正常化する門徒の会のホームページを立ち上げましたので御覧頂ければ幸いです。

<https://honseiji-seijouka.jp/>



2020年度 宗派の予算



これが宗派経常費に当たります

真宗大谷派の2020(令和2)年度の運営予算は年間約80億円ですが、その53%に当たる43億円は全国の御門徒様からの懇志金(宗派経常費と言います)によって賄われています。毎年全国25の教区を通じて宗派経常費が各お寺に依頼されますが、その額はお寺の門徒戸数に応じて決められています(仙台教区への御依頼総額は約6200万円です)。詳しい額の算出方法は省略しますが、本誓寺の場合は2007(平成19)年の門徒戸数調査(5年毎に門徒戸数の調査が国勢調査と同様に行われます)をもとに1016戸という数から宗派経常費が決められています。年間約400万円です。尚、本誓寺は2008(平成20)年以降、本山からの門徒戸数調査には協力をしておりません。

本誓寺の宗派経常費について

本誓寺には維持会があったことは皆様御存知のことと思いますが、その維持会が発足した大きな理由は財政基盤を強化するためでした。しかしながら、1998(平成10)年11月に本誓寺維持会が解散されて以来、それまで、本誓寺維持会が納入していた、その年度毎の宗派経常費等の御依頼金を、本誓寺は宗教活動収入と護持費(旧維持費)からお納めすることになりました。本誓寺の住職後継問題が表沙汰になった2010(平成22)年以降、本誓寺では滞納が出始め、2017(平成29)年に吉田信氏が住職に就任した時点では1560万円の未納額が存在していたことは御存知のことと思います。その額を10年間で分割納入することが決定され、2018(平成30)年の予算に計上されたものの、実際に納入されたかどうかは不明です。それ以降は分割納入の予算化はなされておられません。また、2018(平成30)年、2019(平成31・令和元)年、2020(令和2)年も滞納・未納が続いておりますので、本誓寺からの収支決算書を基に計算した場合(2020年度未納を仮定)、総額2000万円以上の未納額が存在しております。その責任は誰にあるのでしょうか。もちろん本誓寺を統理している住職が最終責任を負うことになりますが、本誓寺規則を基に考えた場合には、総代がその任期間中の未納額について責任を持って善処すべきものと考えられます。総代はお寺の運営上、最も重要な役職であることは、一例として、総代7名のうち1人でも同意しない方がいる場合には、住職や候補衆徒の任命申請は本山に行えないことからもお分かりになると思います。

ここで覚えておかなければならない重要な点としては、単に未納額を納入すれば済むことではなく、宗派経常費は単年度決算であるため、その年度毎の未納額を倍額徴課という追徴金の仕組みで倍返ししなければ完納したことにはならないという点です。このことは現在、総代に就任されている方も存じ上げないことかもしれません。この額を計算致しますと、約4200万円という大金になることは大変驚きであり、信じがたいことではありますが事実なのです。御門徒で分納するとなると、一門徒約4万円円以上を負担することになります。

皆様は現在、本誓寺にお納めになってきた護持費と維持会費との違いをお分かりでしょうか。

前述致しましたように、維持会費は維持会があった頃は会費、すなわち義務金として各御門徒がお寺に納入しなければならないものでしたが、1998(平成10)年11月に維持会が解散されてからは懇志金(寄付金)となったことから、維持費は各御門徒の意思で納入するか否かを決めて良い金員となりました。現在は護持費という名称になっていますが、護持費を納めないから本堂で葬儀を行えないとか、納骨が出来ないということは決してありません。新住職選定の際、当時の清谷真澄仙台教務所長、候補衆徒吉田明氏、副住職の吉田信氏は誓約書を交わしておりますが、吉田信氏が新住職に就任する際、仙台教務所長は以下の4点について検討することを吉田信氏に指導しております。

- 1) 総会の開催と役員(総代)の選定方法
- 2) 本山御依頼金の完納方法
- 3) 寺院規則の改正
- 4) 維持会の再結成(構成、維持費基準の決定)

しかしながら、満3年が経った現在でも何1つ実行されておられません。このような状況において護持費の納入を保留することは当然のことと言えるかもしれませんが、本誓寺は1000を超える檀家を持つ寺院の運営・管理面で、とても恵まれたお寺であり、宗教活動収入のみでも本山御依頼金を納入できるお寺であると考えられます。何故現状のような多額な未納額を有する収支状況になったのか、現住職から門徒全員への説明義務があると思いますが皆様はいかがお考えでしょうか。

新型コロナウイルス感染症が蔓延している現在では、門徒総会を開催することは不可能であると思われるので、書面にて全門徒の皆様へ現住職から上記の4点について説明文書を配信して頂きたいと思うものです。このお考えに賛成の方は、同封の葉書に署名、捺印の上、返信をお願い致します。本誓寺を管轄する仙台教務所長寺田正寛様に皆様方の意思をお伝えし、本誓寺に対し強く指導して頂きたいと考えております。

＜本誓寺の正常化とは＞

- ① 本誓寺規則、真宗大谷派宗憲に則って民主的に運営されるお寺となること。そのためには年1回は総会を開催して頂くとともに、適宜、住職、お寺の役員の皆様にご話し合いに応じて頂くこと。
- ② 事務管理、収支決算報告を含め、門徒へのしっかりとした情報開示が行われるお寺となること。
- ③ 僧侶は親鸞聖人の教えのもとに修行に励み、聞法道場としての役割を果たせるお寺となること。
- ④ 阿弥陀如来を本尊とする門徒にとって心の拠り所となるお寺となること。
- ⑤ 真宗大谷派としての儀式をしっかり行い得るお寺として門徒が望む葬儀、法要が行えるお寺となること。
- ⑥ 護持費は寄付金であるが、お寺の護持興隆と財政基盤強化のために維持会を再興し、門徒自ら進んで協力を惜しまないお寺となること。

＜活動協力金のお願い＞

当会は本誓寺の正常化を目指して今後とも活動をしてまいります。

賛同して頂ける皆様には活動協力金(1口2,000円)をお願い出来れば幸いです。

本誓寺を正常化する門徒の会役員

会 長	白崎 英旦				
副会長	小笠原孝祐	平 野 潤			
幹 事	赤澤 征夫	小笠原 章	後藤 邦男	後藤 精市	
	駒井 徳寛	佐藤 節郎	平野 隆	平野 正雄	
	吉田 浩次				
監 事	大関 英雄	駒井 英次			